

宮崎県弁護士会 環境宣言

第1 基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会制度により、自然環境を破壊してきました。深刻な公害被害の発生や、かけがえない自然環境・生態系の破壊などが進行してきました。かかる中で、地球環境を保全し、持続可能な循環型社会を形成しようとする市民の意識が強まっています。

当会は、人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の団体として、公害問題・環境問題は人権問題そのものであること、及び地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の低減、環境保全の重要性を訴えるとともに、当会の会務、会館の運営、当会会員の執務等において、環境保全の活動に取り組むべく、ここに以下の宣言をします。

第2 環境宣言

- 1 弁護士会の活動や弁護士業務による環境への影響を常に認識し、良好な環境の保全を推進します。
- 2 豊かな環境の保全・再生、持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境問題に関する意見表明・啓発活動に取り組む努力をします。
- 3 当会自身も、地球環境への負荷を可能な限り低減するために、以下のことに取り組む努力をします。
 - (1) 省エネルギー活動の推進
 - (2) 省資源活動の推進
 - (3) 当会の会員及び職員の環境保全意識の向上

2012年（平成24年）6月22日

宮崎県弁護士会定期総会